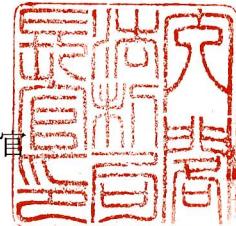




標準様式第7号

内閣法制局一第17号
令和4年8月15日

山中 理司 様



内閣法制局長官

開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和4年7月15日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る行政文書名	・令和4年度応接録のうち、「02国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」（冒頭1枚目の行政文書を除く。）
移送年月日	令和4年8月15日
移送先の行政機関の長等	移送先① 内閣官房内閣総務官 (連絡先) 所在地：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号：03-5253-2111（代表）85156（内線） 担当部課室名：内閣官房内閣総務官室（調整担当） 移送先② 内閣府大臣官房長 (連絡先) 所在地：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号：03-5253-2111（代表）30875（内線） 担当部課室名：内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局
移送の理由	請求に係る行政文書が内閣官房及び内閣府から提出されたものであるため。
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行います。 また、開示実施手数料の300円（オンラインによる開示請求の場合200円）の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ります。

* 担当課

内閣法制局第一部

所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL：03-3581-7271（代） 内線2151